



平成29年9月1日

【照会先】

埼玉労働局労働基準部賃金室

室長 大鷲 亨

室長補佐 角入 則夫

(電話) 048-600-6205

## 埼玉県最低賃金を10月1日から時間額871円に改定します

— 26円引き上げで、昨年に続き全国4位の予定 —

本日、埼玉労働局長（荒木 祥一（あらかし しょういち））は、埼玉県最低賃金（時間額845円）を26円引き上げ、時間額871円に改定する決定を行い、官報に公示しました。

効力発生日は平成29年10月1日で、改定後の金額は昨年に続き全国4位となる予定です。

### 1 改定決定について

昨年度の引上げ額25円を上回る26円の引上げは、本年7月27日に中央最低賃金審議会が示した「平成29年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」などを参考として、本県における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力等を総合的に勘案して審議された埼玉地方最低賃金審議会（会長 林 大樹（はやし ひろき）一橋大学大学院教授）の答申（平成29年8月3日）を尊重したことによるものです。

【参考：埼玉県最低賃金額及び対前年度上昇額・上昇率】

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
時間額	785円	802円	820円	845円	871円
対前年度上昇額	14円	17円	18円	25円	26円
対前年度上昇率	1.82%	2.17%	2.24%	3.05%	3.08%

## 2 周知及び広報について

埼玉労働局では、埼玉県内すべての労使に、改定決定された最低賃金額と効力発生日を周知するため、次の事項を実施します。

- ①周知広報用ポスター、リーフレットの作成及び関係機関、事業場への配布
- ②県、市町村への広報誌掲載依頼
- ③高等学校、大学等教育機関への周知依頼
- ④経営者団体・労働団体等の会員（事業場）への周知依頼
- ⑤鉄道事業者への周知広報用ポスターの掲示依頼

## 3 履行確保について

改定決定された最低賃金の履行確保を図るため、的確な監督指導を実施します。

## 4 参考

### (1) 最低賃金制度

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされる制度です。

なお、最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合には、罰則があります。

### (2) 適用

埼玉県最低賃金は、原則として埼玉県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

なお、埼玉労働局長の許可（最低賃金減額特例許可）を受けた者はこの限りではありません。

### (3) 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ①精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ②所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当
- ③臨時に支払われる手当
- ④賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

### (4) 日給、月給等との比較方法

埼玉県最低賃金は時間額で決められていますが、日給、月給の場合の比較方法は次のとおりです。

- ①日給の場合

日給÷1日の所定労働時間≥最低賃金額（時間額）

②月給の場合

月給額×12ヶ月÷年間所定労働時間≥最低賃金額（時間額）

(5) 特定（産業別）最低賃金

埼玉県内では、すべての使用者・労働者に適用される「埼玉県最低賃金」のほかに、特定の産業に適用される非鉄金属製造業最低賃金などの6件の「特定（産業別）最低賃金」が設定されています。これらの産業では、埼玉県最低賃金と特定（産業別）最低賃金が適用されますが、いずれかの金額の高いほうの最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。（最低賃金法第6条）

なお、埼玉県各種商品小売業最低賃金（百貨店や総合スーパーなどの衣・食・住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業が該当する。平成28年12月1日発効、時間額849円）については、今般発効する埼玉県最低賃金が上回ることとなるので、平成29年10月1日からは埼玉県最低賃金871円以上の賃金を支払わなければならないこととなります。

また、特定（産業別）最低賃金については、埼玉地方最低賃金審議会において、審議が進められています。